循環型林業に向けた原木生産促進事業

島根県　林業課

主伐による原木生産を支援します

助成対象　**林業事業体等**（森林所有者との契約に基づき、伐採・植栽を行う事業者）

対象樹種　**スギ・ヒノキ・マツ・人工林広葉樹**

補助金額

- 製材用への出荷割合≧19%の場合　**620 円/㎥**
- 製材用への出荷割合＜19%の場合　**310 円/㎥**

※高性能林業機械等を新規導入し、対象事業地で原木生産をした場合、**380円/㎥** を上乗せ

◆ｈａ当たり標準生産量　（単位：m^3）

対象林齢	スギ	ヒノキ	マツ	人工林広葉樹
50年生以下	420	297	279	103
51～60年生	517	372	348	
61～70年生	615	452	420	
71～80年生	708	531	521	
81～90年生	794	610		
91年生以上	825	647		

採択要件　**伐採後の植栽等、森林の更新計画の作成と実施が必要です**

補助金の手続き　～補助金は流域林業活性化センターを通じて交付されます～

①伐採計画・更新計画の作成・提出

・**伐採の計画及び伐採後の更新計画を作成し流域林業活性化センターへ提出**※1

＊計画内容が右記の適否基準に適合していない場合は受理されません。計画の見直しが必要です。

＊森林所有者、伐採者、造林者が異なる場合はいずれか代表者の提出で可。

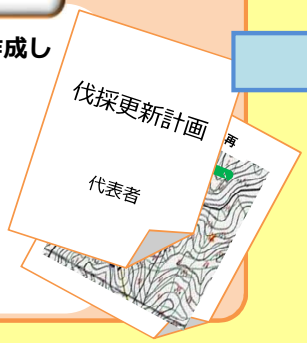

流域林業活性化センター

《伐採更新計画の審査》

～適否基準～

[伐採計画]

・森林法による伐採制限の有無、手続き有無

[更新計画]

・天然更新が計画されている場合、母樹となる広葉樹等が存在していること。

・スギ、ヒノキの伐採の場合は原則植栽による更新が計画されていること（但し、1ha未満の小規模な場合等は、天然更新も可）。

・その他法令による指定がある場合、それに従うこと。

②伐採の実施・完了

③補助金の申請・請求

・**伐採実績及び更新計画を補助金交付申請書に添付し、流域林業活性化センターへ提出**※2

＊森林所有者、伐採者、造林者が異なる場合は連名で更新計画書を作成のうえ、補助金申請者を決めてください。

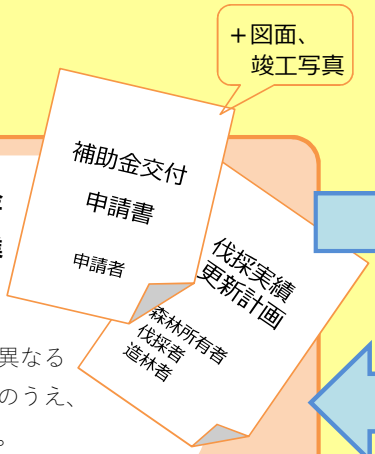

《伐採実施の確認》

《補助金支払》

④更新計画の実施

＊更新計画が適切に実施されない場合は受領した補助金の返還を求める場合があります。

高性能林業機械等の新規導入は、令和４年度で終了。令和５年度からは継続採択分のみを支援します。補助金申請の際に高性能林業機械使用実績書等の提出が必要となります。

循環型林業に向けた原木生産促進事業補助金の申し込み・問い合わせ先

（＊伐採地の所在する活性化センターに申し込み下さい。）

お問い合わせ先・申し込み先	担当地域
斐伊川流域林業活性化センター 〒６９０－００１１　松江市東津田町１７４１－１ ＴＥＬ　０８５２－２５－４３３３	松江市、安来市、雲南市 奥出雲町、飯南町、出雲市
江の川下流流域林業活性化センター 〒６９７－００４１　浜田市片庭町２５４ ＴＥＬ　０８５５－２２－７６５０	大田市、川本町、美郷町 邑南町、浜田市、江津市
高津川流域林業活性化センター 〒６９８－０００７　益田市昭和町１３－１ ＴＥＬ　０８５６－３１－９５８３	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐流域林業活性化センター 〒６８５－０００７　隠岐郡隠岐の島町池田風呂前６５－１ ＴＥＬ　０８５１２－２－０４９３	隠岐の島町、海士町 西ノ島町、知夫村